

## 【 注意事項 】

- 那智勝浦町消防団応援の店を利用する場合は、この利用証を 提示すること。
- この利用証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 消防団員は、この利用証を大切に保管し、汚損又は紛失した ときは、遅滞なく消防長に届け出て再交付を受けること。
- 応援の店から要求があった場合は、併せて本人確認できるも のを提示すること。
- 退団した場合は、速やかにこの利用証を消防長に返却しなければならない。
- ※この利用証を拾われた方は、下記まで御連絡をお願いします。 那智勝浦町消防本部総務課庶務係 TEL 0735(52)-4900